

第2章 果樹普及指導方針

1. 基本方向

本県の果樹に係わる普及指導は「宮城県農業の新たな展開方向」（平成3年3月策定）に即し、「協同農業普及事業の実施に関する方針」（平成3年8月策定）を基本とし、各農業改良普及所毎に樹立した「普及指導基本計画」（計画期間：平成4年～8年）及び「普及指導活動計画」（計画期間：単年度）に基づき、農業改良普及所が中心となり、市町村、JA等の関係機関が一体となり実施している。

従来から果樹関係の普及指導については、産地の拡大に係わる事業等の導入指導や栽培技術の普及指導が多かったが、近年は地域の条件等を活かした多様な樹種の導入指導や生産組織や中核農家、若い後継者等、地域の担い手となり得る人材の育成指導等多様な活動も多くなってきている。

今後とも、このような新たな方向に即しながら、以下のような方針で普及指導活動を展開するものとする。

(1) 基幹果樹

りんご

りんごは本県の基幹果樹であるが、生産や販売関係の組織化の遅れ、防霜や風害、鳥獣害等の災害に対する基盤の整備の遅れ、生産者の高齢化、後継者の不足等悪条件が重なり、収量、品質の低下や栽培面積の減少等につながっているものと考えられる。

このような状況の中、りんごの産地を形成している白石、亶理等9普及所で重点課題として、また、一般課題として4普及所が取り上げて、上記のような問題点を解決すべく、普及活動を展開しているが、今後展開すべき普及指導方向を要約すると次のようになる。

- (イ) 積極的な補助事業等の導入や生産販売の組織化などによる産地の体質強化
- (ロ) 新改植（わい化栽培）、新品種の導入、技術の均質化等による収量・品質の向上
- (ハ) 発生子察、生育予測、高能率機械導入等の新技術導入による低コスト化
- (ニ) 数少ない果樹農業後継者の組織化（研究会・他地域との交流等）による担い手の確保
- (ホ) 市場出荷体制の整備のみならず、観光果樹園、オーナー制度、市民農園、産直など、消費者との交流も加えた多角的な販売対策
- (ヘ) ゆとりある果樹経営のための農業・農家経営の充実、作業環境等の整備

なし

近年りんごの場合と同様な問題点があるにもかかわらず、なしに関しては主産地農家の生産意欲の高揚等により、補助事業の積極的な導入、優良品種への積極的な更新、市場出荷を

前提とした販売体制の整備等により産地拡大の傾向が認められてきた。特に三水のうち幸水と豊水は経済栽培の最晩成地として市場評価も高まってきている。

このような状況の中、主産地の白石、角田、仙台、小牛田、石巻普及所で重点課題として、また、本吉普及所で一般課題として取り上げて普及活動を展開しているが、今後展開すべき普及指導方向を要約すると次のようになる。

- (イ) 積極的な補助事業等の導入による産地の拡大と組織化
- (ロ) 技術の均質化等による収量・品質の向上とブランド化
- (ハ) 発生予察、生育予測、高効率機械導入等の新技術導入による低コスト化
- (ニ) 数少ない果樹農業後継者の組織化（研究会・他地域との交流等）による担い手の確保
- (ホ) 市場出荷体制の整備と市場銘柄の確保
- (ヘ) ゆとりある果樹経営のための農業・農家経営の充実、作業環境等の整備

ハ も も

全面的に減少している樹種であるが、本県も加工用のものも減少により栽培面積が減少している。しかし、市場価格が堅調なこと、本県は中晩生品種の経済栽培北限にあたること等有利な面もあるので、今後水田転作等を含め、積極的に新植等を推進援助する。

ニ その他の基幹果樹（うめ、かき、くり）

うめ、かき、くりは、県内に広く栽培されているが、樹園地としてのまとまった栽培は少なく、収量、品質もよくない現状である。

これらは、作業が競合しない他の作物、あるいは他の樹種と組み合わせの中で、樹園地化を図り、農業経営の中の複合部門となり得るよう指導援助する。また、特にうめは、全国の産地の北限であり有利販売が可能なので、今後水田転作による導入や、加工による有利販売と平行して特産化出来るよう生活関係改良普及員と協力して指導援助する。

(2) 特産果樹・施設果樹類

本県は、冬・春・秋が割合温暖で、夏は比較的涼しいという、他の東北各県と比較してやや異なる気候風土となっている。

このような気候風土を活かした特産果樹や施設果樹への取り組みが近年多くなっており、県内各地で産地化が図られている。

特産果樹については、いちじく、ゆず、キウイフルーツ、ブルーベリー、ブラックベリー、ふさすぐり等が栽培可能であるが、樹種によっては栽培可能地が温暖な地域に限られるもの、土壌条件が限られるもの等があるので、地域の条件に適合した樹種を導入するよう指導する。その場合、農業センターで開発した「1km四方気候値表示システム」等を利用し、科学的な裏付けを持った指導を心がける。

また、これらの樹種は産地拡大と加工への取り組みが平行して実施可能であるので、生活関

係改良普及員と協力して指導援助する。

施設果樹類としては、ぶどうの雨よけ栽培及びおうとうの雨よけ・ハウス栽培等が主体で、4普及所重点課題として、2普及所一般課題として取り上げ、今後5年間で産地化を目指すしているが、栽培者が地域で孤立している場合が多い。

栽培期間を制御することが出来、収益性も高いので、水稲や他の樹種の複合部門として、現在栽培している農家等を中心に組織的な導入を指導して行く。

(3) 生産組織の育成

従来果樹関係では、共同出荷、共同防除、共同作業等の組織を育成し、生産、出荷の効率化を図ってきたが、このような組織は町または地域一円のものであり、かつ個人の生産活動や経営にはあまり影響力のないものであった。このような組織化の活動はこれからも必要であるが、果樹部門を経営の重要な一部門となるような農家を育てるためには、地域の果樹の担い手をまとめ、数人単位の生産組織を育成していく事等が必要であり、果樹担当改良普及員を中心に、推進して行く。

(4) 担い手の確保

従来から、いくつかの農業改良普及所では果樹農家の後継者の研究組織があり、地域の果樹振興を担うなど、活発に活動を展開してきたが、そのような活動が衰り、平成4年7月に県内全域の果樹農家の後継者の組織「若いりんご経営者の会（M.A.21）」が結成された。また平成5年には若いなし経営者の会（仮称）が結成されることになっている。さらに、おうとうなど施設果樹においても同様な動きがあり、これらの組織は数年後には本県果樹振興の中心的存在に成るものと考えられる。

農業改良普及所では、これらの組織が自主的かつ活発に活動するよう指導援助するとともに、管内の他の若い農業者の組織や関係機関と連携しながら地域の担い手として育成する。また、数年後には数人単位の生産組織が結成できるよう意識の醸成、技術援助、経営指導、補助事業活用指導等を実施して行く。

2. 果樹指導上の普及指導のあり方

(1) 普及指導の充実強化と指導力向上

イ 重点的な普及活動の推進

現在の普及指導活動は、管内全域を対象とし、目標を達成するまでには長期間の活動を必要とする課題ではなく、重点的に指導援助する地域や対象をしばり、2～3年程度の短期間で成果を出し、他へ波及させて行く活動となっている。

このような重点的な活動を成果あるものとするためには、管内の果樹農家のために何をすべきか、地域のモデルとなり得る指導地域や対象は、どこで誰なのか、などの適切な実態把握が不可欠となる。

ロ 改良普及員の一体的指導活動

重点化された農家や生産組織を指導する場合、単に果樹関係の技術や経営の指導だけでなく、農業の生産向上や農業振興と表裏一体の関係にある農業労働、農産物活用、農家経営、農村環境なども含めた複合的な活動とする。

特に、特産果樹については、加工をからめた指導援助が必要な場面が多いので、生活関係改良普及員や専門技術員と連携した活動とする。

また、基幹果樹類においても、経営規模の拡大や組織化にともない、病虫害防除、摘果作業、収穫作業等の管理作業の作業環境の悪化が認められるので、同様に一体となった指導援助活動を展開する。

(2) 技術情報等のネットワーク化

イ 情報活動の強化

普及活動はある面では、管内の農家や農村あるいは他の地域等からの、的確な情報の収集、蓄積、加工、提供であるということが出来る。農業情勢や消費者ニーズが多様化している現在においては、このような情報活動が極めて重要な位置を占めるようになってきた。農家においても、農業改良普及所やJAなどの関係機関からの情報のみならず、パソコンやファクシミリ等を使った情報収集を行っている例も多くなってきている。

常に、利用効果のある情報にアンテナを立てているような情報マインドを持つとともに、所内の情報の共有化及びデータベース化を図る。

ロ 普及情報VAN(F-VAN)等のパソコンネットワークの利用

県及び普及所をつなぐ普及情報ネットワーク(パソコン通信及びファクシミリ)は昭和63年度までに全普及所に整備され、全国の普及関係機関とをつなぐ普及情報VANとは平成2年度に整備された。

全国及び県内の情報を迅速に収集し、農家や生産組織等に提供したり、その他普及活動に活用するため、F-VAN、MAIS、AGNESS、MAGNET等のパソコン通信やファクシミリ等の高度通信機器を積極的に利用する。

(3) 関係機関との連携と役割

イ 試験研究機関との連携

産業として自立できる地域農業の振興及び経営体質の強い農家を育成するため、専門技術員を中心として普及組織と試験研究機関等との連携を強化し、高度、先進技術の開発、実証、

展示、普及等を強化する。そのためには普及所の重点課題の中に、専門技術員や試験研究機関等の位置づけを明確にするとともに、試験研究機関の現地試験なども利用する。

また、改良普及員は、現地での試験研究要望課題等の的確な把握に努め、適正な課題化が出来るよう、特に留意して活動に当たるようにする。

ロ 農業関係機関(市町村、JA、農業委員会等)との連携

各農業改良普及所管内の市町村、農業委員会、JA等の指導実務担当で構成している農業関係指導者連絡協議会との連携は特に重要であり、指導対象の実態、果樹類の生産状況、技術、市場情報、消費者ニーズ等の交換、及び研修等を開催し連携した活動の徹底を図る。

また、農業の技術革新や情報化の進展にともない、地域農業の振興や指導援助活動を効率的、効果的に行う観点から、活動の内容、対象についての具体的な役割分担を行うとともに、官農、生活指導員の技術向上のための指導等の支援活動を強化し、意識の統一と技術水準の高度化を図る。